

感染症の登園について

こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが快適に生活できることが大切です。お子様が感染症に罹った場合は、医師の診断にしたがい、集団の園生活の適応できる健康状態に回復してから登園するようご理解とご協力をお願い致します。また、下記の①～⑪の感染症については、かかりつけの医師より「登園許可証明書」を記入してもらい、園へご提出ください。

※病(医)院によって下記の「登園許可証明書」を記入する際に、文書料として有料となる場合がありますのでご承知おきください。

- | | | | |
|-----------------------------|-------------|---------------|-----------------|
| ① インフルエンザ | ② 百日咳 | ③ 麻疹(はしか) | ④ 風疹(三日はしか) |
| ⑤ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | ⑥ 水痘(水ぼうそう) | ⑦ 咽頭結膜炎(プール熱) | (アデノウイルス感染症も同様) |
| ⑧ 結核 | ⑨ 急性出血性結膜炎 | ⑩ 流行性角結膜炎 | |
| ⑪ 腸管出血性大腸菌(O157・O26・O111 等) | | | |

なお、その他の感染症(感染症胃腸炎「ノロ、ロタ、アデノ等」 RS ウイルス感染症、ヘルパンギーナ、手足口病、突発性発疹 マイコプラズマ肺炎、伝染性紅斑、ヒトメタニューモ、溶連菌感染症、とびひ、その他)については、かかりつけ医より「登園して良い」旨の指示を受けてからの登園となります。(登園許可書はいりません)

主治医様

上記 ①～⑪ の感染症は、お手数でも下記の「登園許可証明書」をご記入いただき、園あてにお知らせできるようお願い申し上げます。その他の感染症については、お子様の全身状態が良好になりましたら、保護者へ「登園してよい」旨のご指導をお願い致します。

きりとりせん

登園許可証明書

【保護者記入欄】

施設名	たちばなこども園	クラス名		園児名	
-----	----------	------	--	-----	--

上記の園児は、感染力のある期間に配慮し、また、健康回復状態も園での集団生活可能な状態となり、登園してもよいと認められますのでお知らせします。

【主治医記入欄】

病名		診断年月日	令和	年	月	日
登園してもよいと認められる日			令和	年	月	日から

医療機関名

医師

印